

岡情審査第503号

平成20年9月16日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀

岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年3月26日付け岡農施第1105号による下記の諮問について
次のとおり答申します。

記

公共物使用許可書・不法占用交渉経過つづり（以下「本件公文書」という。）
の開示請求に対して、非開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異
議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成20年1月4日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて本件公文書の開示請求を行った。
- 2 それに対して、実施機関は、同年1月17日付けで、当該文書の存否を答えること自体が、条例第5条第1号により非開示とすべき個人情報を開示することになるので、存否を答えることはできないとして、非開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、平成20年3月20日付けで、本件公文書を開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。
- 4 それに対して、実施機関は、同年3月26日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

- (1) 開示請求書に資料として添付している平成12年7月17日付け岡農施第141号の回答書では、私の、個人名をあげての質問に対して

回答しており、さらに回答書中でも個人名を出している。これは個人の権利利益の侵害とならないのか。

今回なぜ非開示にしたのか、具体的に説明すべきである。

(2) 交渉経過については、条例第5条第1号には該当しないと思われる。

非開示決定を取り消して請求文書を開示すべきである。

2 実施機関の主張要旨

(1) 申立人が異議申立書中で触れた平成12年7月17日付け岡農施第141号は、当事者である地元住民からの問い合わせに対して回答したものであり、公文書の開示請求とは性質を異にするものと考えらる。

(2) 公文書開示請求権については、条例第3条に「何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と規定されており、何人に対しても開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たって開示請求者が誰であるかは考慮されていない。

(3) 本件の請求については、請求書に資料が添付されており、その中で請求内容に関係する個人の住所、氏名が示されており、その存否を答えること自体が非開示とすべき個人情報を開示することになるため、存否を答えることができないとして非開示としたものである。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、開示請求書に添付された資料から、当該資料中に示された特定の個人に関する公共物使用許可書及び無許可で占有している状態の解消に向けた交渉経過を記載した文書をさすものと解される。

2 本件公文書の個人情報該当性について

- (1) 申立人は、交渉経過については条例第5条第1号の個人情報には該当しないと主張している。
- (2) それに対して実施機関は、本件公文書に対する開示請求書には資料が添付されており、その中で関連する個人の住所、氏名が示されており、その存否を答えること自体が非開示とすべき個人情報を開示することになると主張している。
- (3) 住所、氏名のように特定の個人が識別できる情報を記載して、その個人に関する公文書の開示請求がなされた場合、請求された公文書を開示することは、たとえ当該個人の住所、氏名を非開示としたとしても、当該個人に関するものということとは明らかであり、条例第5条第1号ただし書きに該当する場合を除き、当該個人の個人情報を開示することになると解される。
- (4) 本件公文書に対する開示請求においては、特定の個人が識別できる情報が記載された資料が添付されており、本件公文書を開示することは、たとえ個人の住所、氏名を非開示としたとしても、当該特定の個人の住所、氏名及び公共物使用許可の有無を明らかにすることになり、これは条例第5条第1号の個人情報に該当するものというべきである。また、同条同号ただし書きの場合には該当せず、非開示とされるべきものである。

3 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件公文書が特定の個人に関するものであり、個人情報に該当し、非開示とすべきものであることは前述のとおりである。
- (2) 本件においては、公共物使用許可書について、文書は存在するが非開示と回答すれば、当該個人の住所、氏名及び許可を受けていることが明らかとなる。交渉経過についても、文書の存在を認めた上で非開示とすれば、当該個人の住所、氏名及び不法占用の事実があったことが明らかとなる。それらを明らかにしないために存否応答拒否とする非開示決定を行うとしても、存在する場合にだけ存否応答拒否とすれば、存否応答拒否ならば文書が存在するということになってしまう。したがって、どちらの文書についても、「当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」（条例第8条）と認められる。
- (3) 以上のことから、実施機関が、条例第8条の規定により存否を答えることなく非開示とした処分は妥当であると判断する。

4 その他の申立人の主張について

申立人は、反論書において、参考資料を添付して、不法占用について岡山市が適切な対応をとるよう求めているが、そうした主張は、本件非開示処分の違法性とは無関係であり、当審査会の審査の対象となるものではない。

5 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 3月26日	諮問書の收受
平成20年 4月14日	実施機関側意見書の收受
平成20年 5月19日	審 議
平成20年 6月 2日	申立人側意見書の收受
平成20年 6月 9日	審 議
平成20年 7月14日	審 議
平成20年 8月18日	審 議
平成20年 9月16日	答 申